

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前		訂正後																																									
入札公告 4-3.技術評価－(1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価項目</th> <th style="width: 90%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;"> 施工の円滑性 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績) </td> <td> 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">評価基準</th> <th style="width: 20%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>◇留意事項</td> </tr> <tr> <td>①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式<工事・調査等>又は災害復旧方式【簡易型】<物品・役務>に基づき契約したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid orange;"> ④NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「災害復旧工事等の依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。 </td> </tr> <tr> <td>⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</td> </tr> <tr> <td>⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</td> </tr> <tr> <td>⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	施工の円滑性 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績)	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">評価基準</th> <th style="width: 20%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点	② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点	③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点	◇留意事項	①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式<工事・調査等>又は災害復旧方式【簡易型】<物品・役務>に基づき契約したものをいう。	②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。	③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。	④NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「災害復旧工事等の依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。	⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。	⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。	⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価項目</th> <th style="width: 90%;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;"> 施工の円滑性 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績) </td> <td> 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">評価基準</th> <th style="width: 20%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>◇留意事項</td> </tr> <tr> <td>①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式<工事・調査等>又は災害復旧方式【簡易型】<物品・役務>に基づき契約したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;"> ④NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類の添付が無い場合は「0点」で評価する。 a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し イ. NEXCO 東日本からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書 ニ. 契約書頭書 b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し イ. 受渡書 ロ. 認定書 ハ. 完了届 ニ. 納品書 ホ. 支払請求書 ト. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類 </td> </tr> <tr> <td>⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</td> </tr> <tr> <td>⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</td> </tr> <tr> <td>⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	施工の円滑性 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績)	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">評価基準</th> <th style="width: 20%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点	② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点	③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点	◇留意事項	①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式<工事・調査等>又は災害復旧方式【簡易型】<物品・役務>に基づき契約したものをいう。	②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。	③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。	④NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類の添付が無い場合は「0点」で評価する。 a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し イ. NEXCO 東日本からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書 ニ. 契約書頭書 b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し イ. 受渡書 ロ. 認定書 ハ. 完了届 ニ. 納品書 ホ. 支払請求書 ト. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類	⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。	⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。	⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。
評価項目	評価基準																																											
施工の円滑性 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績)	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">評価基準</th> <th style="width: 20%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点		① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点	② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点	③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点																																	
	評価基準	評価点																																										
	① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点																																										
	② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点																																										
	③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合																																											
④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点																																											
◇留意事項																																												
①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式<工事・調査等>又は災害復旧方式【簡易型】<物品・役務>に基づき契約したものをいう。																																												
②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。																																												
③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。																																												
④NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「災害復旧工事等の依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。																																												
⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。																																												
⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。																																												
⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。																																												
評価項目	評価基準																																											
施工の円滑性 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績)	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">評価基準</th> <th style="width: 20%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">2 点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点	② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点	③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点																																		
	評価基準	評価点																																										
	① NEXCO 東日本への平成 28 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	2 点																																										
	② NEXCO 東日本への平成 28 年 3 月 31 日以前でかつ平成 23 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合	1 点																																										
	③ 『東日本高速道路(株)新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合																																											
④ 災害協力実績がない。又は平成 23 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合	0 点																																											
◇留意事項																																												
①緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式<工事・調査等>又は災害復旧方式【簡易型】<物品・役務>に基づき契約したものをいう。																																												
②災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。																																												
③「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。																																												
④NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類の添付が無い場合は「0点」で評価する。 a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し イ. NEXCO 東日本からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書 ニ. 契約書頭書 b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し イ. 受渡書 ロ. 認定書 ハ. 完了届 ニ. 納品書 ホ. 支払請求書 ト. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類																																												
⑤既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。																																												
⑥NEXCO グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。																																												
⑦経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。																																												

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後																													
入札公告 技術資料作成説明書 (技術資料様式) - 4. 技術資料(様式2) 記載上の注意事項及び 証明資料 - (4)	(4) 災害時の協力実績	(4) 災害時の協力実績																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">記載上の注意事項</td> <td style="width: 85%;"> ①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資料証明</td> <td> ①災害協力実績を「有」とした場合は、その契約書等（NEXCO 東日本からの応急復旧の依頼に対する「依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しを添付すること。 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> </table>	記載上の注意事項	①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	□		②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	□		③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。	□		④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。	□	資料証明	①災害協力実績を「有」とした場合は、その契約書等（NEXCO 東日本からの応急復旧の依頼に対する「依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しを添付すること。 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。	□	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">記載上の注意事項</td> <td style="width: 85%;"> ①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資料証明</td> <td> ①NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類を添付すること。 a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し イ. NEXCO 東日本からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書 ニ. 契約書頭書 b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し イ. 受渡書 ロ. 認定書 ハ. 完了届 ニ. 納品書 ホ. 支払請求書 ト. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。 </td> <td style="text-align: center;">□</td> </tr> </table>	記載上の注意事項	①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	□		②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	□		③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。	□		④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。	□	資料証明	①NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類を添付すること。 a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し イ. NEXCO 東日本からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書 ニ. 契約書頭書 b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し イ. 受渡書 ロ. 認定書 ハ. 完了届 ニ. 納品書 ホ. 支払請求書 ト. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。
記載上の注意事項	①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	□																													
	②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	□																													
	③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。	□																													
	④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。	□																													
資料証明	①災害協力実績を「有」とした場合は、その契約書等（NEXCO 東日本からの応急復旧の依頼に対する「依頼書・承諾書・契約書若しくは受渡書、又は発注書・完了届」の写しを添付すること。 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。	□																													
記載上の注意事項	①平成 23 年 4 月 1 日以降 NEXCO 東日本の災害時の協力実績がある場合は「実績の有無」欄に「有」と、実績がない場合は「無」と記載すること。	□																													
	②災害時の協力実績は、NEXCO 東日本管内で発生した天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、豪雪、雪崩等自然的又は人為的な事象）により、NEXCO 東日本が直接的又は間接的に応急復旧を依頼し、契約を行った実績であること。なお、直接的、間接的とは以下のとおりとする。 ・「直接的」とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式《工事・調査等》又は災害復旧方式【簡易型】《物品・役務》に基づき契約したものをいう。 ・「間接的」とは、NEXCO 東日本から中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)に対して災害時の協力要請を行い、これら 5 社のいずれかの要請により NEXCO 東日本管内の応急復旧に関わったものをいう。	□																													
	③経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれかの者が災害協力実績を有する場合は「有」として申請することができる。	□																													
	④災害時の協力実績を「有」とした場合は、工事名、発注者名、工期、工事場所を記載すること。	□																													
資料証明	①NEXCO 東日本への災害協力実績があったとした場合、次の a) 及び b) の双方の書類を添付すること。 a) 緊急又は応急の工事等である事を証明する、次のいずれかの写し イ. NEXCO 東日本からの依頼書 ロ. 申請者からの承諾書 ハ. NEXCO 東日本からの発注(注文)書 ニ. 契約書頭書 b) 緊急又は応急の工事等の履行(完了)を証明する、次のいずれかの写し イ. 受渡書 ロ. 認定書 ハ. 完了届 ニ. 納品書 ホ. 支払請求書 ト. (上記イ～ホが無い場合) その他、履行(完了)を確認できる書類 なお、この災害時の協力実績における証明資料についてのみ、競争参加資格確認申請時に提出する必要があるので注意すること。申請時に添付されていない場合は評価しない。	□																													